

遠野市監査委員告示第1号

平成30年1月18日

平成29年度公の施設に係る指定管理者監査の意見・要望に対する措置方針について、平成30年1月16日付け遠財第127号で回答がありましたので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該文書(写し)を別紙のとおり公表します。

遠野市監査委員 佐藤 サヨ子

遠野市監査委員 佐々木 資光

遠野市監査委員 瀧本 孝一

遠野市監査委員 様

遠野市長 本 田 敏 秋



平成 29 年度公の施設に係る指定管理者監査結果報告書の改善意見に対する今後の方針
について (回答)

標記について、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 12 項に基づき、下記のとおり
報告します。

記



1 柏木平レイクリゾート株式会社 …商工観光課

[意見・要望]

- ・第一四半期(4月～6月)の業務報告書の提出が9月末に提出されていることから事務の改善が必要と思われる。
- ・基本協定書に記載されている夜間の避難訓練が未実施の状況であった。コテージランドは周りに民家も無く、施設へのアクセス道路及び施設内道路も狭いことから利用者の安心安全確保のため必要な訓練の実施について担当課と協議されたい。

[措置方針]

協定書に基づき、3箇月ごとの業務完了後速やかな業務報告書提出を指示済み。また、夜間の避難訓練の実施については、2回以上実施することが明記されていることから、仕様書に基づき年度内に実施するよう指示済み。

2 株式会社遠野施設管理サービス …市民協働課

[意見・要望]

- ・指定管理料の支払い方法が月々となっているが、他に例もあることからまとめて支払いをするなど仕様書を見直し、事務の効率化を図ることを望む。

[措置方針]

指定管理料の支払い方法を平成 30 年度から、他の施設の指定管理も含め、四半期 (4・7・10・1 月) の前払い方式とし、効率的な運営ができるよう見直しを行う。